

1 議会基本条例の制定に向けて

(1) 議会活動の原則について

- ・ 議会基本条例の制定に向けてのうち、議会活動の原則について前回の意見集約を提示し、継続して検討することを確認した。

(2) 立法機関としての議会のあり方について

- ・ 議会基本条例の制定に向けてのうち、立法機関としての議会のあり方についてとりまとめ案及び前回の意見集約を提示し、継続して検討することを確認した。

【立法機関としての議会のあり方についての主な意見】

- 議会の附属機関については地方自治法に規定がないとのことだが、第100条の2の専門的知見の活用により、附属機関的に利用できるとの見解もあるため、研究していきたい。

(3) 議員活動の原則について

- ・ 議会基本条例の制定に向けてのうち、議員活動の原則については、条例文案検討部会による文案の検討を進め、文案作成後に特別委員会で協議することとした。なお、議員活動の原則についてのうち、附属機関等審議会報酬のあり方については、議会運営委員会での検討が予定されているため、その推移を見守っていくこととした。

2 その他

- ・ 正副委員長提案により、政治倫理について及び災害時の議会のあり方について意見交換を行った。政治倫理については継続して検討することとし、災害時の議会のあり方については議会基本条例に一条を記載することとした。
- ・ 視察終了後に視察の感想をレポートで提出するよう、正副委員長から委員及

び議長に提案があり、確認された。

- ・ 3月定例会で回収した傍聴者へのアンケートを正副委員長で取りまとめ、次回の委員会で報告することとした。
- ・ 前回までに24年6月からの実施が確認されている項目について、進捗状況等を報告し確認した。

#### 【政治倫理についての主な意見】

- 本来、政治倫理は議員が持っているべきものであり、それを詳細に規定することで議員活動に支障が出てはいけない。新たに政治倫理条例を作るのではなく、議会基本条例の一条として規定すればよい。
- 議会基本条例の一条として規定する必要があると思うが、何かがあったときには、その都度、法令等に基づいてケースバイケースで対応すればよいと考えるため、新たに条例を作る必要はない。
- 政治倫理条例の制定は、当該議会における不祥事に起因して作られることが多いようだが、議会基本条例を制定している市町の多くは政治倫理条例も定めている。本市では不祥事は起きていないが、時代の流れを鑑み、議会基本条例に一文を入れるだけではなく、新たに政治倫理条例を定める必要があるのではないか。

#### 【災害時の議会のあり方についての主な意見】

- 災害時の議会のあり方について、災害対策対応規程により対応する旨を議会基本条例の一条として規定していきたい。
- 災害時の議会のあり方として大切なことは、理事者側からの招集などの要請に、すぐに対応できる体制を整えておくことである。その体制を整えるための規定が災害対策対応規程であり、具体的な方法は網羅されている。
- 災害時に市長がいなければ次の決裁権者で、予算執行についても議会が開けなければ専決などでの対応が認められている。その都度で対応すべきことを条文化していくことは非常に難しく、また、このように他の法令等に定められていることを議会基本条例に規定する必要はない。